



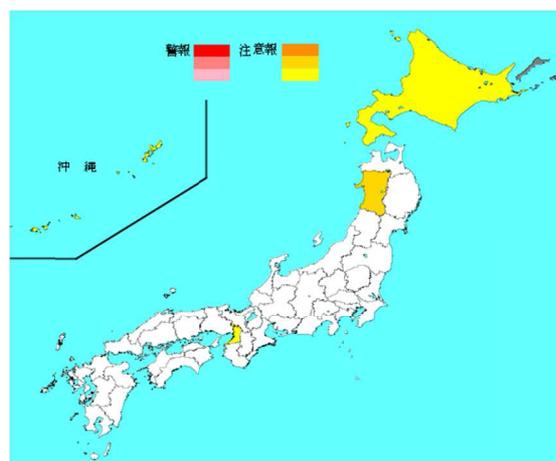
## 中小企業の季節性インフルエンザ対策 (IRSME15029)

平成 28 年 1 月 15 日 出口友恵

毎年、10 月以降から急速に増えるインフルエンザ感染。2015～2016 年シーズンのインフルエンザも例年通り 12 月に入ったところから徐々に感染者が出始めている。企業内の感染・まん延を防ぐために、企業としてとるべき対策をまとめた。

### ■ 2015～2016 年シーズンの季節性インフルエンザの流行状況

国立感染症研究所が発表している『感染症発生動向調査』によると、2015 年第 50 週(12/7～12/13)の定点あたりの報告数は、0.34(患者数 1,690 人)となり、前週の定点あたり報告数.021 よりも増加した。秋田県(2.39)、沖縄県(1.28)、北海道(1.10)など 34 都道府県で前週の報告数よりも増加がみられた一方、11 県では前週の報告数より下回った。同研究所では、毎週『インフルエンザ流行レベルマップ』を更新している。これは、警報レベルを超えている保健所や注意報レベルを超えている保健所がある都道府県を三段階で示したもので、インフルエンザの流行レベルが一目でわかる。企業から従業員へインフルエンザの注意喚起をする場合にも活用することができる。



出典：国立感染症研究所 インフルエンザレベルマップ 2015 年第 53 週(12/28～1/3)

### ■ 企業としてとるべき対策

インフルエンザ感染やまん延防止のため、企業としてインフルエンザ感染防止のための行動を周知徹底すること、インフルエンザ感染者発生時のルールを明確にすることが重要である。

#### 1. インフルエンザ感染防止のための行動を周知徹底する

平成 28 年 1 月 15 日

(IRSME15029) 中小企業の季節性インフルエンザ対策

---

- 咳エチケットの励行
- 咳やくしゃみがでるときは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1 m以上離れる
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュをすぐに捨てられる蓋付きの廃棄物箱を準備する
- 咳をしている人にマスクの着用を促す

## 2. 健康管理

免疫力が低下しているとインフルエンザに感染しやすくなり、感染した場合にも症状が重くなってしまう可能性がある。十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ、普段から免疫力を高めておくことが重要である。また、営業から帰社した時や帰宅後の手洗い、うがいを習慣化させ、感染予防を徹底させなければならない。

## 3. 適度な湿度を保つ

空気が乾燥しているとのどや鼻の粘膜の防御機能が低下するため、事務所内では加湿器などを使い適度な湿度(50~60%)を保たなければならない。

## 4. インフルエンザ感染者発生時のルールを明確にする

インフルエンザに感染した場合、まん延しないためにも出勤停止期間を設ける企業が多い。学校衛生法ではインフルエンザ感染者に対して、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまでを出席停止期間としているが、企業が遵守しなければならない感染症法や労働安全衛生法においてインフルエンザは就業禁止の感染症には規定されていない。しかしながら、企業内でのまん延を防止するために「インフルエンザ感染時のルール」を明確にしておく必要がある。ルール作成のポイントは、自宅待機等の休業命令を出すかどうか、本人・家族・同僚が感染した場合の対応及び配慮の指示をできるだけ明確にすることである。以下に、各ルールの例を記載する。

- 本人がインフルエンザに感染した場合  
病院でインフルエンザ感染が認められた場合は、自宅待機をし、医師の承諾を得たうえで出勤してください（通常発症後 5 日間程度）。
- 家族がインフルエンザ症状を発症した場合  
出勤可能とします（状況により変更することもあります）。ただし、1 週間はマスク着用・手洗い・うがいを励行し、周囲への配慮をしてください。
- 同じ部署・支社の社員がインフルエンザ症状を発症した場合  
できる限り、マスク着用・手洗い・うがいを励行し、感染が及ばないように努めてください。また、各部署入口付近に消毒液を設置しますので、社内業務に就く前に必ず使用してください。

平成 28 年 1 月 15 日

(IRSME15029) 中小企業の季節性インフルエンザ対策

---

- 感染者連絡経路の策定

社員・アルバイトがインフルエンザを発症した時は、上長を経由して総務部長へ速やかに連絡をしてください。

- 来客に対する予防案内

事前の消毒液使用を徹底してください。また、罹患の可能性がある人（家族・部署内等で発症した人）はマスクの着用をお願いします。発熱その他の症状が発症している場合は、来客室への入室を禁止します。

特に自宅待機を命じるかどうかについては、店舗等で常時不特定多数の人との接触の有無、取り扱っている商品やサービスなどにより、産業医やその他の専門医とよく相談の上決定すべきである。自宅待機を命ずる場合は、労働基準法第 26 条による「使用者の責めに帰すべき休業」にあたるため、平均賃金の 60%にあたる休業手当の支払いが必要となる。

## ■ まとめ

インフルエンザは人と人との直接・間接的な接触によって感染が拡大する。会社は多くの従業員が集まるため、感染拡大の場になりかねない。そのため、インフルエンザ感染予防を従業員だけに任せるのではなく、会社としても感染拡大の防止に努める必要がある。厚生労働省では、インフルエンザの流行に備え、『今冬のインフルエンザ総合対策』を取りまとめ、インフルエンザに関する情報提供をするとともに、適切な対応を呼びかけている。感染防止の啓発ポスターなどを上手く活用し、会社・従業員が一体となり、インフルエンザ予防に取り組んでほしい。(了)